

写

令和7年度

定期監査結果報告書

(後期定期監査)

諏訪市監査委員

令 7 諷 監 第 3 1 号

令和 8 年 3 月 2 6 日

諷 訪 市 長	金子 ゆかり 様
諷 訪 市 議 会 議 長	牛 山 正 様
諷 訪 市 農 業 委 員 会 会 長	小 泉 幸 善 様
諷 訪 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	鈴 木 正 好 様
諷 訪 市 等 公 平 委 員 会 委 員 長	名 取 ま ゆ み 様
諷 訪 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長	岩 波 政 雄 様
諷 訪 市 代 表 監 査 委 員	三 井 安 雄 様

諷 訪 市 監 査 委 員 三 井 安 雄

諷 訪 市 監 査 委 員 吉 澤 美 樹 郎

令和 7 年 度 前 期 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、別紙のとおり定期監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、地方自治法第 199 条第 1 4 項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたときは通知願います。

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の執行者

諏訪市監査委員(識見委員) 三井安雄

諏訪市監査委員(議選委員) 吉澤美樹郎

3 監査の実施期間及び対象課所等名

(1) 各課(及び施設)定期監査

監査実施日	監査の対象とした課所(施設)等の名称	
令和8年1月14日(水)	施設名	高島城
	課所名	観光課、商工課、議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局
1月15日(木)	施設名	駅前自転車駐車場
	課所名	建設課、国道バイパス推進室、まちづくり整備課、都市計画課、農林課・農業委員会事務局

監査実施日	監査の対象とした保育園の名称
2月2日(月)	城北保育園、城南保育園、神戸保育園、きみいち保育園

監査実施日	監査の対象とした課所(施設)等の名称	
2月2日(月)	施設名	浜崎保育園
	課所名	社会福祉課*
2月3日(火)	施設名	すわっこランド、西山の里なかよし広場、 デイサービスセンター西山の里
	課所名	高齢者福祉課*、健康推進課、こども課*
2月4日(水)	施設名	旧東洋バルヴ諏訪工場建屋
	課所名	財政課、企画政策課*、危機管理室*、 地域戦略・男女共同参画課*

*については、庁内課所備品監査(1月8日(木)実施)の対象課所を表す。

4 定期監査の執行方針及び着眼点の設定

定期監査を執行するに当たっては、監査委員会議で確認された当年度の監査等執行方針に基づき、原則として、令和7年度の事務事業に係る歳入歳出執行状況全般を対象として諏訪市監査基準に準拠して実施した。

施設監査及び保育園監査(以下「施設等監査」という。)においては、施設等の管理状況及び現金取扱事務等を監査項目に設定し、施設等の管理運営状況等全般について実地に検分した。

また、監査に当たっては、社会情勢や行政需要の変化への対応がなされているかなど、一部に行政監査的視点を導入しながら実施した。

なお、当年度の監査等における着眼点及び共通重点監査事項(令和7年4月1日通知)の要点は以下のとおりである。

(1) 令和7年度監査等における着眼点

ア 財務事務監査における着眼点

- ・ 予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、予算計画に対する実績は妥当であるか。
- ・ 総計予算主義の原則が守られているか。
- ・ 経理事務については、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

イ 行政監査的視点導入による監査の着眼点

- ・ 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民の負担軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ・ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
- ・ 事業の目的が明確である上に、各部局間の連携、整合性、総合性がとれているか。
- ・ 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

(2) 令和7年度における共通重点監査事項

ア 収入事務について

1) 調定事務について

- ・ 調定額の算定内容は適正か。また、調定の時期及び手続きは適時適切に行われているか。
- ・ 減免、延納又は後納等の理由及び手続きは適正か。
- ・ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

2) 徴収事務について

- ・ 過誤納の還付手続は適正に行われているか。
- ・ 延滞金の徴収事務は適正に行われているか。
- ・ 収入の消込み誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。

3) 滞納整理事務について

- ・ 収納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
- ・ 督促、催告及び時効の中断の手続きは適時かつ適正に行われているか。
- ・ 滞納整理について努力が払われているか。
- ・ 不納欠損は適時かつ厳正に行われているか。

4) 現金取扱事務について

- ・ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ・ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
- ・ 領収書にあらかじめ綴番号及び連番号を付しているか。
- ・ 使用済みの原符に欠番はないか。また、書損じ分は保管されているか。
- ・ 使用しなくなった冊子の未使用分はパンチを入れる等の無効処理がなされているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記載されているか。また、日々出納関係諸帳簿の管理点検は複数で行っているか。
- ・ 収納金は遅延なく、指定金融機関等に払い込まれているか。
- ・ 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。

イ 支出事務について

1) 支出一般について

- ・ 予算流用、予備費充当の手續及び時期は適正か。
- ・ 支出の特例による支払方法(資金前渡、概算払、前金払、繰替払等)及び精算等の手續は、法令等の定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 不経済な支出及びその他不相当と認められる支出はないか。

2) 委託料の支出について

- ・ 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- ・ 委託の相手方及び選定方法は適切か。
- ・ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- ・ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

3) 負担金補助及び交付金の支出について

- ・ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ・ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- ・ 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- ・ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

4) 工事請負費の支出について

- ・ 竣工検査は確実にされているか。また、工事請負の事実のないものはないか。

- ・ 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- ・ 前払金、部分払金の支払は適時、適正か。前払金の場合、前払金保証契約を支払以前に締結しているか。

5) 契約事務について

- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。また、適正化法に基づき公表を要する公共工事については、相手方を選定した理由が公表されているか。
- ・ 随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴する際は、その理由は適正か。

6) 財産管理事務について

- ・ 財産台帳は調製され、取得、処分、所管替え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は、財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。
- ・ 財産の維持管理及び補修は適切になされているか。また、消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。

7) 物品購入及び保管管理について

- ・ 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。(特に年度末において当面必要としない物品の購入、変質のおそれのある物品の一時多量購入等はないか。)
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- ・ 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。遊休物品、死蔵物品等はないか。また、管理替え等による有効利用への配慮がなされているか。帳簿外物品はないか。

8) 基金について

- ・ 基金設置の目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

5 監査の実施手続及び方法

事前に指定し、提出させた資料により、歳入歳出全般の執行状況について説明を聴取した上で、上記着眼点に基づき、質疑形式による監査を中心に、実査、視察、閲覧、照合などの手続により監査を行った。また、施設等監査については、資産の管理状況や業務の運営状況等を把握するために現地に赴き、実地に検分を行っている。なお、備品に係る財産管理事務監査については、その業務の一部を補助職員に命じ、その結果について報告を徴するなどの方法で監査を行った。

6 監査の結果

当年度の監査実施計画及び執行方針等に基づき、財務事務及びその他事務事業並びに施設の管理状況等を監査した結果、それぞれの事務事業は概ね適正に執行され、順調に進捗しているものと認めた。

なお、軽微に改善を求める事項については、その都度口頭で指摘したため、特に留意を要すると思われる点について以下に意見としてまとめたので、今後の参考とされたい。

7 監査の意見

(1)各課(及び施設)定期監査における意見

いずれの職場においても、真摯に業務遂行に努め、またその進捗状況も順調であることを確認した。

ア 各部局共通事項

- ・ 各課所有の公用車の管理と使用状況について

重点監査事務事項として公用車の管理状況と併せて運転免許証の資格確認の実施状況を確認したところ、公用車は各課とも適正に管理されていた。免許証の資格確認については、総務課からの指示もあり各課所長により年1回以上目視で確認しているが、実施の記録をデータにより保存されたい。

イ 各部局個別事項

- 各課(及び施設)監査意見

【経 済 部】

- 1)観光グランドデザイン関連中世舞台のアニメを活用した観光回遊性向上事業について

観光グランドデザイン関連では、アニメコンテンツの活用で、20代から30代女性を中心に集客効果が出始めている。また、につぼんの温泉100選に上諏訪温泉が24位にランクインした。これを機に、地域一体となった観光地の再生、観光サービスの高付加価値化事業を進め、物価・人件費高騰の中、オーバーツーリズムへの対応も視野に入れつつ、社会情勢や新たな観光スタイルに対応した誘客施策に取り組むことを期待する。

(観光課)

- 2)高島城について

施設監査を実施したところ、建物は建築から60年が経過し、老朽化は否めない状況であったため、現在の建築基準と照らし合わせて、必要であれば、不備なく更新されたい。今年度の来館者数は、前年同期比で70.5%と低調ではあるが、コロナ明け以来順調に増えてきているため、今後は展示の方法にも工夫し、集客につながるような魅力的な発信ができるよう検討されたい。

(観光課)

3)霧ヶ峰高原の活性化について

リフトやキャンプ場の指定管理者制度への移行を機に、これまで KRT プロジェクト等で培われた知見やノウハウを最大限に活用するとともに、地元関係者、民間事業者、専門家からの提言等を積極的に取り入れ、諏訪市の観光資源である霧ヶ峰高原の活性化に期待する。

(観光課)

4)事業者間の取引を支援する地域応援券事業について

物価高騰の影響を受けている事業者を支援するため、事業者間取引券を発行し事業者支援の取組を行った。他に類を見ない諏訪市独自の取組であるので、利用結果や効果等を検証し、さらなる展開に活かされたい。

(商工課)

5)諏訪平土地改良区農地基盤整備事業等について

農地の集積集約化の推進は、今後の農業の継続と活性化や土地の有効利用の面からも重要な施策であるので、引き続き土地所有者の理解と協力が得られるよう丁寧な対応を継続されたい。今後の農業は、個別の生産形態から企業的な生産へと変化していくものと予想されるため、この変化を見据え、土地利用のエリア分けやコンパクトシティの概念とともに、都市構造との調和を図りながら、効率的な生産性の確保と将来の担い手の掘り起こしに積極的に取り組まれることを期待する。

(農林課)

【議会事務局】

1)議会 ICT 化推進事業について

新規事業として、ICT 技術を活用した議会運営を目指し、議場、委員会室、議員控室の無線環境を構築し、タブレット端末、ペーパーレス会議システムを導入した。導入したシステムによる議会運営のほか、オンライン会議や視察、災害時の対応等多角的な活用方法を積極的に研究し、活用の拡大を進められたい。

(議会事務局)

【選挙管理委員会事務局】

1)若年層への啓発活動と投票率の向上について

将来の有権者となる高校生を含む若年層に対して、より一層の選挙啓発活動を推進され、その権利を適切に行使できるよう主体的な意識の醸成を図り、さらなる投票率の向上につなげられたい。

(選挙管理委員会事務局)

【建設部】

1)上諏訪駅前自転車駐車場について

上諏訪駅周辺における放置自転車対策として設置され、現在も年2回の見回りにより放置自転車の撤去が行われている。一部塗装による修繕は行われていたものの、施設の老朽化が顕著であった。故障中の自転車ラックについては、速やかに交換・修理を行い、照明設備についてもLED化に向け計画的な更新を検討し、施設の長寿命化を図られたい。本施設の今後の位置づけも踏まえ、利用者の利便性向上と放置自転車の解消に向け、引き続き適切な管理・運営に努められたい。

(建設課)

2) インフラ整備事業全般について

人件費・原材料の高騰や地区からの要望への対応等、厳しい財政状況の中で事業推進に尽力していると推察する。インフラ整備は、市民生活の基盤である安全な暮らしに不可欠な事業であることから、地元関係者との合意形成に努め、市民の理解を得つつ、優先順位を見極めながら、計画的な事業実施に努められたい。

また、今後のまちづくりにおいては、交通の変化による人の流れの変化に乗り遅れることがないよう、常に必要な事業を見極め、柔軟かつ戦略的に進められるよう期待する。

(建設課)

3) 国道20号バイパスについて

未事業化区間を含む国道20号バイパスの早期開通に向けた要望活動に加え、事業化を受けての市民意識醸成のための啓発活動等を行っている。事業化後に実施された国による調査結果が公表されていない状況であるが、国道事務所、県、下諏訪町をはじめとする各関連団体との協議や情報共有を一層密にし、事業の進捗状況に関する情報を地域に対してタイムリーに提供し、透明性の高い情報公開を通じて、地域の合意形成に努められたい。

(国道バイパス推進室)

4) 官民連携によるまちづくりの推進について

複数のまちづくり関連プロジェクトが並行して進行している。各事業が個別最適に留まることなく、関係部署間、市民、事業者等の多様な関係者との連携をより一層強化し、人や情報をつなぎ合わせることで、相乗的な効果を生み出すよう、最大限の努力を払われたい。特に、上諏訪駅西口への改札設置等の大きな変化を見据え、まちづくりと観光の連携による周辺回遊性の向上や人の流れの変化への対応、経済的なチャンスをつかむことを念頭に置いた今後の事業展開に期待する。

(まちづくり整備課)

5) 公園管理とオーバーツーリズム対策について

近年、諏訪市がアニメの聖地として注目を集め、立石公園では多くの観光客などが訪れ、交通渋滞や駐車場不足といった課題が発生し、交通誘導員を配置するなどの対応をしている。オーバーツーリズム対策として駐車場の有料化などの方法もあるが、単に総数を

減らすだけでなく、徒歩での来訪者も増加している現状を踏まえ、まちづくり整備課や観光課など関係部局と一層連携を図り、訪れる方々が楽しく時間を使えるような施策を期待する。

(都市計画課)

【健康福祉部】

i) 保育園監査意見

1) 施設管理について

築年数の経過により老朽化の進んだ園では、各園において工夫して対応していた。諏訪市内全体で新旧の差がある保育園施設の現状を踏まえ、子どもたちが等しく平等な環境で過ごせるよう、計画的な予防修繕に努め、各園からの具体的な要望についても引き続き対応されたい。

2) 地域との交流活動について

各保育園とも地域の方々と交流し、特色ある保育をしている。きみいち保育園では、宅老所「いぶき」との関わりの中でポップ作りに取り組むなど、地域との交流を大切に活動は、園児の社会性や郷土愛を育む上で大変有意義であり、今後もさらなる発展に期待する。

(こども課)

ii) 各課(及び施設)監査意見

1) 保育園の将来計画における地域との連携強化について

公立保育園再編方針案や「“ひろがる笑顔”ゆめ保育所プラン」を掲げ、将来を見据えた計画が策定されている。多くの保育園が長年にわたり地域に根ざし、近隣住民や卒園児にとって強い思い入れのある施設であることから、今後の保育園のあり方を検討するに当たっては、現在在園している子どもたちの最善の利益を考慮することはもとより、子育て世代だけでなく、地域の方々の声にも耳を傾け、地域全体で子どもたちの成長を支え、未来を担う人材を育むことができる保育園となるよう期待する。

(こども課)

2) 価格高騰特別対策支援金給付事業について

物価高騰に対し、国の施策に基づく市民生活を支援するための給付事業であるが、迅速な対応により836件の支給を完了したことを評価する。今後についても、社会情勢の変化に応じた市民支援策が必要となる場面においては、引き続き遺漏なく、かつ迅速な対応に努められたい。

(社会福祉課)

3) 西山の里なかよし広場及びデイサービスセンター西山の里について

施設監査では、施設管理状況に問題は見られなかったが、施設の経年劣化に対して、

今後も継続的な機能維持を図るためには、予防的修繕に取り組む必要がある。新規事業である個別施設計画資料等作成業務により把握した施設の老朽化等の実態を踏まえ、今後に向け計画的な改修に努められたい。

(高齢者福祉課)

4) 介護予防事業について

一般介護予防教室や各種教室は、健康長寿への取組、フレイル予防に大きな効果が期待されており、教室によっては盛況のようである。フレイル予防の必要性や日常生活における運動習慣の定着を促進するため、継続的な周知をされたい。

また、男性の参加意欲を高めるための工夫や、プログラム内容の多様化など、さらなる取組にも期待する。

(高齢者福祉課)

5) すわっこランドについて

開館20周年を迎え、施設全般の経年劣化は顕著ではないものの、部分的な老朽化が見られる。現在個別施設計画に基づく中規模改修へ向けた基本設計を行っているが、予防的修繕の視点も取り入れ、計画的な改修に努められたい。

施設の維持管理・運営のために受益者負担のあり方についても検討を進め、利用料の見直しもその一環と考える。利用料の検討に当たっては、検討委員会において市民の意見を十分に聴取し、その乖離を最小限に抑えつつ、施設の持続的な運営に資するよう、建設的な議論を進め、今後も市民の健康推進に役立ち、喜ばれる施設として発展していくことを期待する。

(健康推進課)

6) 健康すわプラン2026策定事業について

健康づくり計画、食育推進計画の改訂および自殺対策計画を統合し、令和8年3月の完成予定である。自殺予防対策については、ゲートキーパー養成講座の実施や中学生への啓発活動などを行い、日頃からSOSを出せる環境作りを推進しているが、一人でも多くの命が守られ、市民が生きることにも前向きに向き合えるよう、地域の実情に合った充実した計画が策定されるよう努められたい。

(健康推進課)

【企 画 部】

1) 旧東洋バルヴ諏訪工場建屋について

施設監査では、外壁上部の剥離、ガラス破損、屋内の水漏れが著しく、施設の老朽化が進行していることを確認した。新規事業として位置づけられた本建屋の解体事業については、設計業務が完了し、PCBの処分についても年度内完了が見込まれるなど、計画どおり順調に進捗していた。

令和8年度の解体工事及び土壌汚染対策法への対応については、地域住民の理解と協力を得ながら進め、解体後の跡地利用についても土壌に関する制約等を踏まえた上で、早期に具体的な利用目的を明確にし、本市の活性化に資する、計画的な利活用がされる

よう期待する。

(財政課)

2)物価高騰対策家計支援事業について

物価高騰に対する支援として、デジタルプレミアム商品券を発行し完売となった。デジタル路線の有効性や取扱店舗からの好評価を得たことは、市民生活支援に貢献する成果として高く評価できる。スマートフォン等のデジタルデバイス普及率が9割を超える現状ではあるが、利用の公平性確保には引き続き留意が必要であるため、今後同様の事業実施においては、利用方法のさらなる周知や、必要に応じ店舗で利用方法の指導をするなど、市民間の不公平感解消に努められたい。

(企画政策課)

3)地域防災計画改訂業務について

新規事業として地域防災計画を改訂中であるが、パブリックコメント等により、地域特有の状況や市民の具体的な声を積極的に取り入れ、実効性の高い生きた計画として早期に改訂できるよう努められたい。なお、災害はいつ起こるかわからないため、計画改訂までのプロセスを一層迅速に進めるよう尽力されたい。

(危機管理室)

4)ライドシェア支援事業について

新規事業のライドシェア支援事業は、金曜日と土曜日の夜間(20時から翌2時まで)の運行であるが、12月までの5ヶ月間の利用実績が38人で、直近2ヶ月間(11月、12月)では1人と利用が低調であることが伺える。海外からの観光客には一定の利用があったとのことであるため、市民へのさらなる周知とともに、地域の実情に応じた利用しやすい運行形態やサービス内容について検討されたい。

(地域戦略・男女共同参画課)

8 令和7年度定期監査(前期及び後期)における総括意見

令和7年度は、諏訪市が新たな時代へ向かうための事業が目に見えて動き始める年となり、明るい未来が勢いよく伸び広がっていくために、様々な困難を柔軟に乗り越え前進していくような一年であったと思料する。

主な事業としては、7月末に諏訪湖の新たな玄関口として諏訪湖スマートインターチェンジが開通し、観光振興や交流機会の拡大に向けた可能性が広がり、10月からは新たな地域公共交通としてAIオンデマンド交通チョイソコかりんちゃんの本格運行がスタートした。また、市内最大規模の収容人数である文化センター大規模改修工事に着手した。

「“ひろがる笑顔”ゆめ保育所プラン」に基づき、公立保育園の施設面と機能面の再編方針が決定し、「未来創造ゆめスクールプラン」に基づく、南部地区小中一貫教育学校の整備に向けた敷地の確保についても大きな前進があった。

公設卸売市場は、食の供給機能を継承する新たな仕組みへ移行し、年度当初に民営化した。霧ヶ峰リフトや霧ヶ峰キャンプ場も令和8年度からは指定管理者への移行が決定しており、

民間の力の後押しによる霧ヶ峰高原の活性化に期待したい。

令和7年度定期監査においては、当年度の監査等執行方針に基づき、歳入歳出全般の執行状況について質疑、実査、視察、閲覧、照合などにより精査を行い、それぞれの事務事業が概ね適正に執行されていることを確認するとともに、改善を検討すべき事項等について意見を述べてきた。

歳入では、個人住民税の堅調な伸びや定額減税(一部を除き)が終了したことなどにより市税収入や地方交付税は増額となり、地方特例交付金及び臨時財政対策債は大きく減少したものの、一般財源全体では前年度を上回る額を確保した。しかしながら、社会情勢における人件費の増や、障がい者・高齢者・子ども関連の社会保障関係費の増による義務的経費の増加、物価高による経常的経費の伸びに加え、文化センター改修事業などの投資的経費の大幅な増加により財源不足が生じたため、財政調整基金及び減債基金からの繰入れにより一般財源を確保している。

今後も厳しい財政状況が予測されるため国・県の補助事業を積極的に活用し、受益者負担の考え方に則った使用料等の見直しやクラウドファンディング、広告媒体の活用などによる自主財源の確保にも積極的に取り組み増収対策を引き続き図られたい。

歳出では、人口減少や少子高齢化への対応、防災・減災対策の強化、DXの推進、「ゼロカーボンシティ推進戦略」に基づくGXの推進など時代の変化に対応して取り組むべき事務事業とともに、文化センター改修事業を始めとする駅周辺の一体的整備や南部地区小中一貫教育学校の整備など大きな財政負担を伴う事業に取り組む必要があり、経費は増加している。

令和8年度は、諏訪市がこれまで積み重ねてきた様々な取組が実を結び、具体的な形となって少しずつ現れてくる重要な年となり、その先に続く輝かしい未来へとつなげる跳躍の年となることを期待する。